



**<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>**

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

**2 事前評価時の予測との比較**

**<効果（課題の解消・予防）>**

・ 成年被後見人（R5年度：約 17 万人）に係る欠格条項が削除されたことに伴い、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られていると考える。

なお、R5年度における成年被後見人に係る欠格条項の対象であった放射性同位元素の使用等の許可に係る申請件数は 19 件であるところ、このうち成年被後見人からの数は把握していない。

**<負担>**

■ 行政費用

・ 本対策に伴う行政費用は特段発生していない。

許認可等の申請処理時には、個別審査規定により放射性同位元素の使用等の業に必要な能力の有無を判断するため、成年被後見人に係る欠格事由が削除されたことに伴って、特段の費用等が発生することはなかった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

・ 顕在化する負担はない。

■ その他の負担

・ 特段遵守費用及び行政費用が特段発生していない。

**3 考察**

・ 放射性同位元素の使用の許可等の申請にあたり、成年被後見人という理由のみで一律で排除されることがなくなり、成年後見制度の利用促進が図られることから本制度は継続する必要がある